

平成 24 年 6 月 28 日

各 位

会 社 名 エナジーサポート株式会社

代表者名 代表取締役社長 吉村重東司
(コード番号 6646 名証二部・大証二部)

問合せ先 専務取締役管理本部長 村山幹樹
(TEL 0568-67-0851)

定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に関する承認決議並びに
全部取得条項付種類株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 11 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得等に関するお知らせ」(その後の訂正を含む。以下「平成 24 年 5 月 11 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式(下記「I. ②」において定義いたします。以下同じです。)の全部の取得について、当社の第 64 期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)及び普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも原案どおり承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社名古屋証券取引所(以下「名古屋証券取引所」といいます。)及び株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)がそれぞれ定める上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から、平成 24 年 7 月 25 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 24 年 7 月 26 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を名古屋証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、全部取得条項付種類株式の取得について、平成 24 年 7 月 30 日を基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の株主様をもって、平成 24 年 7 月 31 日を取得日として、その保有する全部取得条項付種類株式の全て(但し、当社の保有する自己株式を除きます。)を当社が取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付種類株式 1 株につき、当社 A 種種類株式を 904,000 分の 1 株の割合をもって交付する株主様と定めまいので、お知らせいたします。

記

I 当社定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 24 年 5 月 11 日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①から③の手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）による当社定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の全部取得について必要なお承認をいただくため、本日、本定時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、従前の普通株式に加えて、定款変更案第 6 条の 2 に定める内容の A 種類株式（以下、「A 種類株式」といいます。）を発行する旨の定めを設け、当社を種類株式発行会社（会社法第 2 条第 13 号に定義するものをいいます。以下同じ。）といたします。
- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に掲げられた事項についての定款の定めをいいます。以下同じ。）を付加する旨の定めを新設いたします。なお、全部取得条項が付加された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。
- ③ 会社法第 171 条第 1 項及び上記①及び②による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の株主様（但し、当社を除きます。以下「本件株主様」といいます。）から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、取得対価として、その所有する全部取得条項付種類株式 1 株と引換えに A 種類株式を 904,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。なお、日本碍子株式会社（以下、「公開買付者」といいます。）以外の本件株主様に対して取得対価として交付される A 種類株式の数は、1 株未満となる予定です。また、交付される A 種類株式が 1 株未満の端数となる本件株主様に関しましては、1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。

上記③の手続完了より、公開買付者のみが当社の株主になる予定です。

II 当社定款の一部変更（本完全子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

1 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本定時株主総会における第 1 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②の定款変更は、本定時株主総会における第 2 号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。本定時株主総会第 1 号議案に係る定款変更の内容は、平成 24 年 5 月 11 日付当社プレスリリースの「第 1. 1. (2) 変更の内容」に記載のとおりであり、また本定

時株主総会第 2 号議案及び本種類株主総会における議案に係る定款変更の内容は、平成 24 年 6 月 4 日付「『定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得等に関する お知らせ』の一部訂正」に記載のとおりです。

2 定款変更の効力発生日

本完全子会社化手続のうち①の種類株式発行に係る定款一部変更の効力は、本定時株主総会における承認可決をもって、本日発生しております。また、本完全子会社化手続のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更の効力は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成 24 年 7 月 31 日に発生いたします。

III 全部取得条項付種類株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

1 承認可決された事項の内容

全部取得条項付種類株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて、本定時株主総会における第 3 号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

当該議案の内容は、平成 24 年 5 月 11 日付当社プレスリリースの「第 2. 2 全部取得条項付種類株式の取得の内容」に記載のとおり、会社法第 171 条第 1 項並びに本完全子会社化手続のうち①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主の皆様から全部取得条項付種類株式の全てを取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付種類株式 1 株につき、当社 A 種種類株式を 904,000 分の 1 株の割合をもって交付するものであります。

2 全部取得条項付種類株式の取得の効力発生日

全部取得条項付種類株式の取得は、本定時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の全部取得条項に係る定款一部変更の効力が発生することを条件として平成 24 年 7 月 31 日（以下「取得日」といいます。）に効力が生じます。

3 全部取得条項付種類株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付種類株式の取得の効力が発生した場合、当社は、取得日に全部取得条項付種類株式の全部を取得し、当該取得と引き換えに、取得対価として、当社を除く全部取得条項付種類株を保有する株主様に対して、その保有する全部取得条項付種類株式 1 株につき、当社 A 種種類株式を 904,000 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

上記の全部取得条項付種類株式を保有する株主様に対する当社 A 種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の当社 A 種種類株式を、会社法第 234 条第 2 項及び第 4

項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が当社 A 種種類株式を買い取ることを予定しております。この場合の当社 A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおりに得られた場合には、各株主の皆様が保有する全部取得条項付種類株式の数に 360 円（公開買付者が平成 23 年 11 月 29 日から平成 24 年 1 月 17 日まで当社の普通株式に対して行った公開買付けにおける 1 株当たりの公開買付価格）を乗じた金額に相当する金銭が株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。

IV 上場廃止

上記各議案が承認可決された結果、当社普通株式は、名古屋証券取引所及び大阪証券取引所の上場廃止基準に該当することになりますので、当社普通株式は、本日から平成 24 年 7 月 25 日まで整理銘柄に指定された後、平成 24 年 7 月 26 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を名古屋証券取引所及び大阪証券取引所において取引することはできません。

V 本完全子会社化手続に関する日程の概要（予定）

本完全子会社化手続に関する日程の概要（予定）は以下のとおりです。

本種類株主総会に係る基準日設定公告	平成 24 年 3 月 16 日（金）
本定時株主総会及び本種類株主総会に係る基準日	平成 24 年 3 月 31 日（土）
本定時株主総会及び本種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 24 年 5 月 11 日（金）
本定時株主総会及び本種類株主総会開催日	平成 24 年 6 月 28 日（木）
種類株式発行に係る定款一部変更の効力発生日	平成 24 年 6 月 28 日（木）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成 24 年 6 月 28 日（木）
全部取得条項付種類株式の取得に係る基準日設定公告	平成 24 年 6 月 29 日（金）
当社普通株式の売買最終日	平成 24 年 7 月 25 日（水）
当社普通株式の上場廃止日	平成 24 年 7 月 26 日（木）
全部取得条項付種類株式の取得の基準日	平成 24 年 7 月 30 日（月）
全部取得条項の付加に係る定款一部変更の効力発生日	平成 24 年 7 月 31 日（火）
全部取得条項付種類株式の取得の効力発生日	平成 24 年 7 月 31 日（火）

以 上